

違法な時間外労働で152事業場へ是正勧告 (令和6年度の監督指導結果)

～286 事業場のうち152 事業場(53.1%)で違法な時間外労働を確認～

令和7年10月31日沖縄労働局発表

沖縄労働局(局長 柴田栄二郎)では、令和6年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署(那覇、沖縄、名護、宮古、八重山の5署)が実施した、監督指導の結果を取りまとめ公表しました。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象とされており、沖縄労働局は「今後も適正な監督指導を行っていく」とコメントしております。

【監督指導結果のポイント】(令和6年4月～令和7年3月)

- (1) 監督指導の実施事業場: **286 事業場**
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - ① 違法な時間外労働があったもの: **152 事業場 (53.1%)**
 - うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が月80 時間を超えるもの: **66 事業場 (43.4%)**
 - うち、月100 時間を超えるもの: **39 事業場 (25.7%)**
 - うち、月150 時間を超えるもの: **13 事業場 (8.6%)**
 - うち、月200 時間を超えるもの: **3 事業場 (2.0%)**
 - ② 賃金不払残業があったもの: **30 事業場 (10.5%)**
 - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの: **59 事業場 (20.6%)**
- (3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - ① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの: **123 事業場 (43.0%)**
 - ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの: **35 事業場 (12.2%)**



添付資料及び詳細については、沖縄労働局のホームページをご参照ください。監督指導事例も併せて公表されております。担当部署は、沖縄労働局 労働基準部 監督課 (TEL098-868-4303) です。

令和7年 業種別署別労働災害発生状況(9月末現在)

	那覇署	沖縄署	名護署	宮古署	八重山署	局計
製造業	53(53)	52(54)	6(12)	7(10)	7(4)	125(133)
建設業	38(59)	45(58)	14(12)	4(12)	5(3)	106(144)
陸上貨物運送事業	46(42)	10(12)	2(0)	1(0)	2(0)	61(54)
農業・畜産・水産業	5(2)	5(7)	4(4)	2(0)	1(1)	17(14)
第三次産業	289(338)	206(192)	46(44)	17(30)	16(37)	574(641)
全産業計	454(515)	324(324)	74(72)	32(52)	31(48)	915(1,011)

*労働者死傷病報告により作成したもの * ()は前年同時期の数値 *詳しくは沖縄労働局HPを

令和7年死亡災害発生状況(9月末現在)

(新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数(規模別)	発生状況
1	那覇	墜落・転落	フォークリフト	一般貨物自動車運送業	3月上旬	50歳代	300～	オーダーピッキングトラックフォークリフトのフォークに乗せたパレットの上で荷を扱っていたところ、高さ1m58cmから墜落したものを。
2	那覇	はさまれ・巻き込まれ	トラック	産業廃棄物処理業	4月中旬	60歳代以上	1～9	塵芥車(パッカー車)後方のテールローター(車両後方にある回転板式のゴミ投入口)内部をホースを使用して水で洗い流す作業を行っていたところ、誤って体ごと回転するテールローターに巻き込まれたものを。
3	沖縄	転倒	その他の環境	その他事業	4月下旬	60歳代以上	300～	イベントで、ヘリコプターの離着陸の様子をビデオ撮影していたところ、ヘリコプターの吹きおろしの風に煽られて転倒し、頭部を打撲し病院搬送後死亡したものを。
4	名護	おぼれ	建築物、構築物	畜産業	4月下旬	40歳代	1～9	汚水原水槽の汚水を、ホースで浄化槽に移すため、当該浄化槽の幅17cm程度のヘリ上で、付近の塩ビパイプにホースを巻き付け固定しようとした際、劣化していたホースが干切れ、その反動で浄化槽内に墜落し、槽内でおぼれたものを。
5	沖縄	おぼれ	水	その他の接客娯楽業	8月下旬	20歳代	1～9	スキューバダイビングの講習中、水深約30mに位置する洞窟で溺死したものを。

**死亡災害報告(速報)によるため、労働者死傷病報告にて集計している労働災害発生状況の死亡者数と一致しないことがある。

**記載された情報は今後の調査により修正される場合がある。